

# 業 務 概 要

令 和 元 年 度 版  
(平成30年度実績)

福 島 県

中 央 児 童 相 談 所  
県 中 児 童 相 談 所  
会 津 児 童 相 談 所  
浜 児 童 相 談 所

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(児童憲章より)

## はじめに

本県児童相談所の業務につきまして、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は 159,850 件、本県においても、1,549 件と前年度の 1.2 倍となり過去最高を更新しております。

全国及び県内における児童虐待の通告元としては、「警察」が最も多く、警察における児童虐待事案の取り扱い件数の増加、特に配偶者間の暴力に関する通報により、警察官が臨場した際、子どもがその暴力を目撃している状況（いわゆる面前DV）であれば「心理的虐待」事案として、児童相談所に通告されるようになったことが大きな要因となっています。

また、平成 30 年 1 月に県警本部と県こども未来局の間で警察と児童相談所の情報共有に関する協定が締結されたように、児童相談所と警察の連携が一層深まっていることも背景にあると考えられます。

全国的には、痛ましい死亡事件が複数おこり、児童虐待への社会的関心が非常に高まっている状況にあります。政府では省庁を超えた関係閣僚会議において、安全確認等について緊急対策を打ち出し、それを受けて本県においても、緊急的に児童の安全確認を実施しているところです。また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等も示され、今後児童相談所職員の増員や児童相談所と警察との関係、介入と支援の在り方等についても方向性が示されたところです。

平成 28 年には、児童福祉法制定後最大の改正があり、家庭で生活ができない子どもが暮らす場について、施設中心から里親中心へと家庭養育優先の理念が「新しい社会的養育ビジョン」として示される等、社会的養護の在り方が変革の時期を迎えています。

このように、児童福祉についてはこれまでにないほど注目を集め、また大きな制度改正が行われており、児童相談所に期待されている役割はさらに重要なものとなっています。子どもの最善の利益を図るため、市町村を始めとした関係機関等と連携しながら、福祉機関としての役割を自覚し、なお一層の努力をしていかなければならないと考えております。引き続き、皆様方の御指導と御支援をくださいますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

中央児童相談所	箭内	哲男
県中児童相談所	土田	修
会津児童相談所	長嶺	美千子
浜児童相談所	佐藤	早苗

# 目 次

## 第1 概 要

### 1 児童相談所の業務

- (1) 児童相談所とは . . . . . 1
- (2) 相談の方法は . . . . . 1
- (3) 受け付ける相談の内容は . . . . . 2
- (4) 相談の流れ . . . . . 3
- (5) 児童相談所管轄区域図 . . . . . 4
- (6) 児童相談所(相談室)の所在地、管轄区域 . . . . . 5
- (7) 児童相談所の組織 . . . . . 6

### 2 平成30年度実績

- (1) 相談受付状況 . . . . . 8
  - ア 経路別相談受付状況 . . . . . 9
  - イ 相談種別受付状況 . . . . . 10
- (2) 相談対応状況 . . . . . 12
  - ア 養護相談 . . . . . 12
  - イ 障害相談 . . . . . 12
  - ウ 非行相談 . . . . . 12
  - エ 育成相談 . . . . . 12
- (3) 虐待相談 . . . . . 14
  - ア 虐待の種別 . . . . . 14
  - イ 経路 . . . . . 14
  - ウ 主たる虐待者 . . . . . 14
  - エ 被虐待児の年齢階層 . . . . . 14
  - オ 虐待対応状況 . . . . . 15
  - カ 虐待防止法関係等 . . . . . 15
- (4) 里親委託の状況 . . . . . 16
- (5) 心理療法・カウンセリングの実施状況 . . . . . 16
- (6) 一時保護の実施状況 . . . . . 17
- (7) 家庭支援電話相談事業 . . . . . 18

## 第2 統 計

1	経路別受付件数	19
2	年齢・相談別受付件数	20
3	家庭支援電話相談事業受付件数	21
4	相談種別対応状況	22
5	里親委託の状況	23
6	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	24
7	一時保護児童の相談種別、年齢、処理状況	25
8	施設別在籍状況	27
9	虐待相談(対応件数)の状況	28
(1)	虐待で児童福祉施設入所の内訳	28
(2)	虐待相談の相談種別・経路	28
(3)	虐待相談の主な虐待者	29
(4)	被虐待者の年齢・相談種別	29
(5)	虐待防止法関係	30

## 第3 特別事業

1	児童虐待ケース対応強化事業	31
2	学校等との連携強化事業	32
3	子どもの心のケア事業	32

## 第4 児童福祉施設等一覧表

1	児童福祉施設一覧表	33
2	福祉事務所一覧表	34

# 第1 概 要

# 1 児童相談所の業務

## (1) 児童相談所とは…

児童相談所は18歳未満の児童のあらゆる相談に応じる専門機関であり、児童福祉法によって都道府県及び指定都市に設置が義務づけられているほか、中核市にも設置することができるとされています。

平成17年4月からは、住民に身近な市町村も児童家庭相談に応じることとされたのに伴い、児童相談所の役割は、専門的な知識と高度な技術を要する相談への対応や市町村への技術的援助へと変化しています。

本県では、中央、県中、会津、浜の4つの児童相談所が設置されています。

## (2) 相談の方法は…

相談は、来所や電話等により行います。電話相談は、土曜・日曜・祝祭日・年末年始を含め24時間365日いつでも受け付けます。

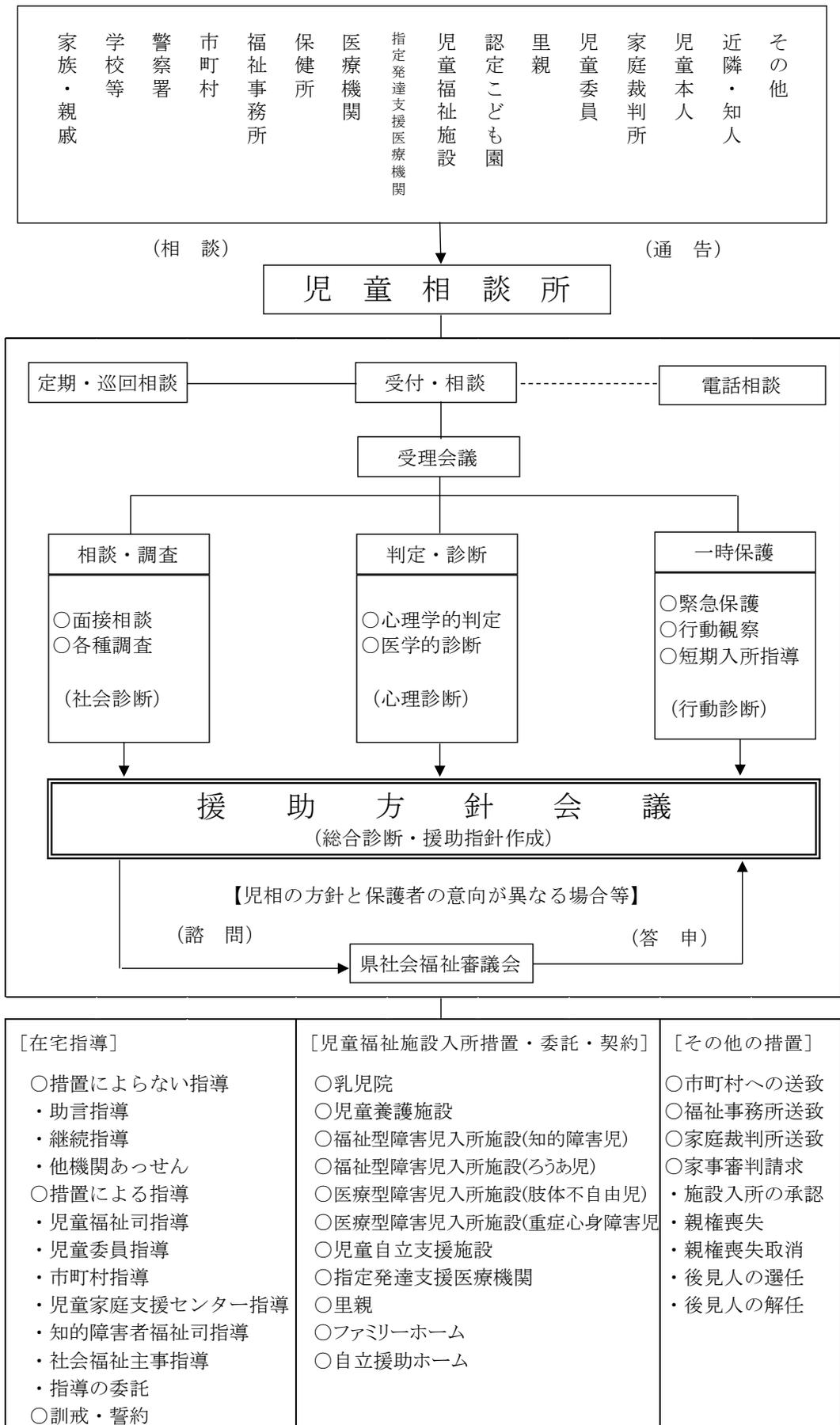
全国児童相談所共通ダイヤル「189」番に電話をかけると固定電話から発信した場合、最寄りの児童相談所に自動的につながります。携帯電話から発信した場合には、オペレーターが地域情報を聞き取り、管轄の児童相談所につながります。

来所する場合、待ち時間を少なくするため、電話等で相談日と時間を予約することをおすすめします。

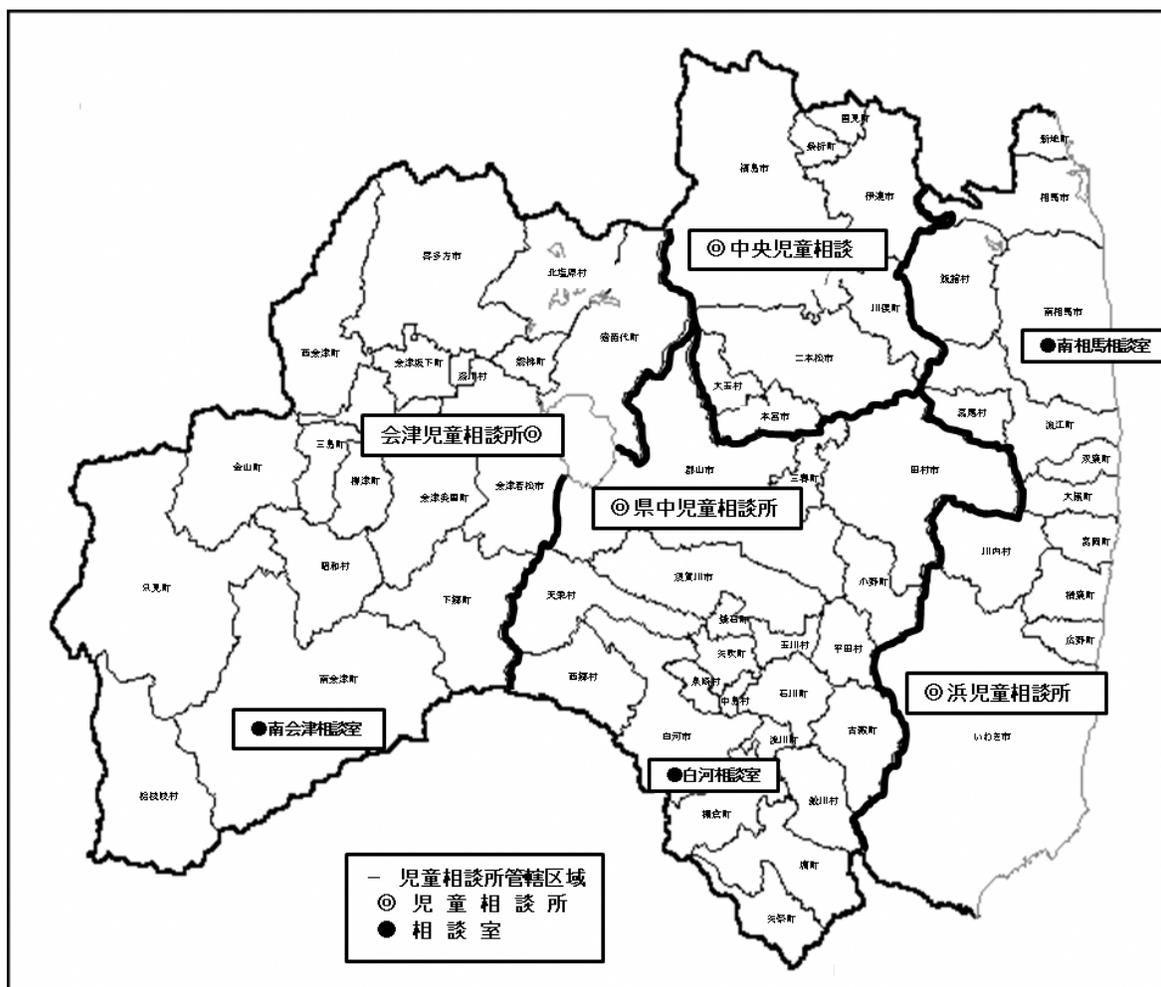
(3) 受け付ける相談の内容は…

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する子どもに関する相談
障害	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(4) 相談の流れ



(5) 児童相談所所管区域図



※ 平成31年4月1日現在の行政区画

(6) 児童相談所（相談室）の所在地、管轄区域 (5) 児童相談所所管区域図

児童相談所名	面積 (k㎡)	管轄区域 市町村数	人口 (人)	児童数 (人)	人口に対する 児童の割合	管内別 児童割合
中央児童相談所	1,753.34	4市 4町村	490,647	76,024	15.5%	25.0%
県中児童相談所 (白河相談室)	3,639.32	4市 17町村	683,456	113,623	16.6%	37.4%
会津児童相談所 (南会津相談室)	5,420.31	2市 15町村	277,754	43,378	15.6%	14.3%
浜児童相談所 (南相馬相談室)	2,970.77	3市 10町村	462,182	70,961	15.4%	23.3%
計	13,783.74	13市 46町村	1,914,039	303,986	15.9%	100.0%

※ ① 人口及び児童人口は、平成27年10月国勢調査結果による。

② 市町村数は平成31年4月1日現在

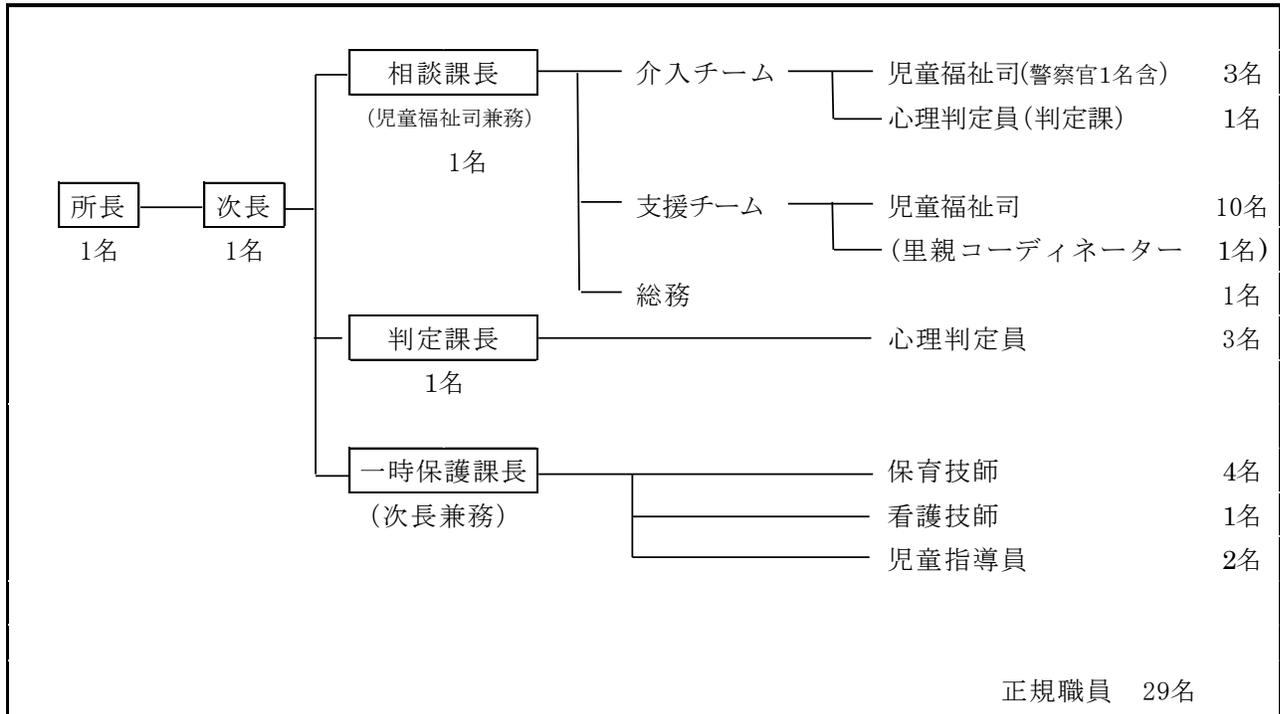
(6) 児童相談所（相談室）の所在地、管轄区域

児童相談所	所在地・連絡先	管轄区域	設立年月日
中央児童相談所	〒960-8002 福島市森合町 10-9	福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、伊 達郡、安達郡  (計:4市2郡4町村)	昭和23年6月18日
	TEL: 024-534-5101		
	FAX: 024-534-5211		
	E-mail: tyuuou.jisou@pref.fukushima.lg.jp		
県中児童相談所	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1	郡山市、白河市、須 賀川市、田村市、岩 瀬郡、石川郡、田村 郡、西白河郡、東白 川郡  (計:4市5郡17町村)	平成19年4月1日
	TEL: 024-935-0611		
	FAX: 024-935-0618		
	E-mail: kentuu.jisou@pref.fukushima.lg.jp		
白河相談室	〒961-0074 白河市郭内 127	白河市、西白河郡、 東白川郡  (計:1市2郡8町村)	平成14年4月1日 平成15年3月1日 (移転)
	TEL: 0248-22-5648		
	FAX: 0248-22-5451		
会津児童相談所	〒965-0003 会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3	会津若松市、喜多方 市、耶麻郡、河沼 郡、大沼郡、南会津 郡  (計:2市4郡15町村)	昭和35年12月1日 平成18年4月1日 (移転)
	TEL: 0242-23-1400		
	FAX: 0242-23-1404		
	E-mail: aidu.jisou@pref.fukushima.lg.jp		
南会津相談室	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲 2542-2	南会津郡  (計:1郡4町村)	平成14年4月1日
	TEL: 0241-63-0309		
	FAX: 0241-62-1698		
浜児童相談所	〒970-8033 いわき市自由ヶ丘 38-15	いわき市、相馬市、 南相馬市、双葉郡、 相馬郡  (計:3市2郡10町村)	昭和28年5月1日
	TEL: 0246-28-3346		
	FAX: 0246-28-2624		
	E-mail: hama.jisou@pref.fukushima.lg.jp		
南相馬相談室	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡  (計:2市2郡10町村)	平成14年4月1日
	TEL: 0244-26-1135		
	FAX: 0244-26-1332		

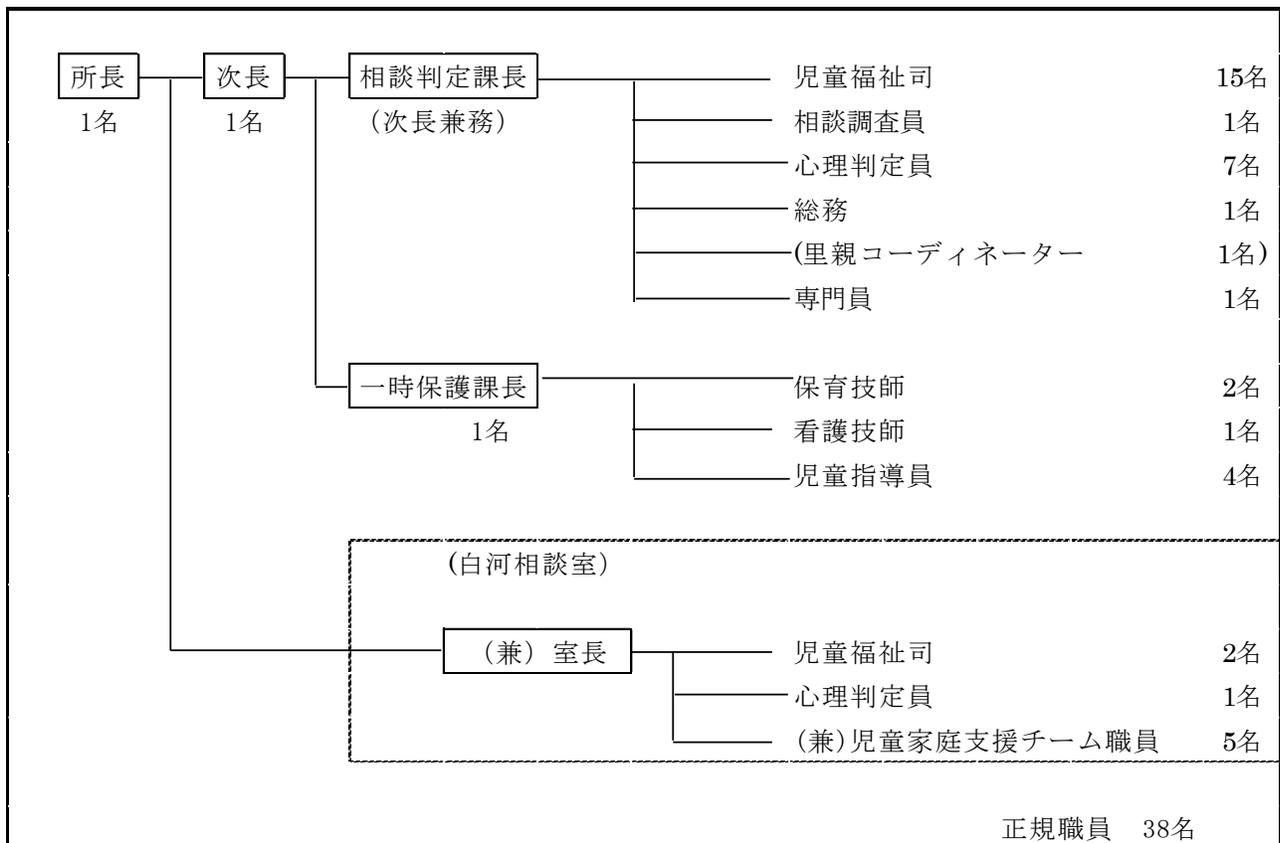
(7) 児童相談所の組織

【中央児童相談所】

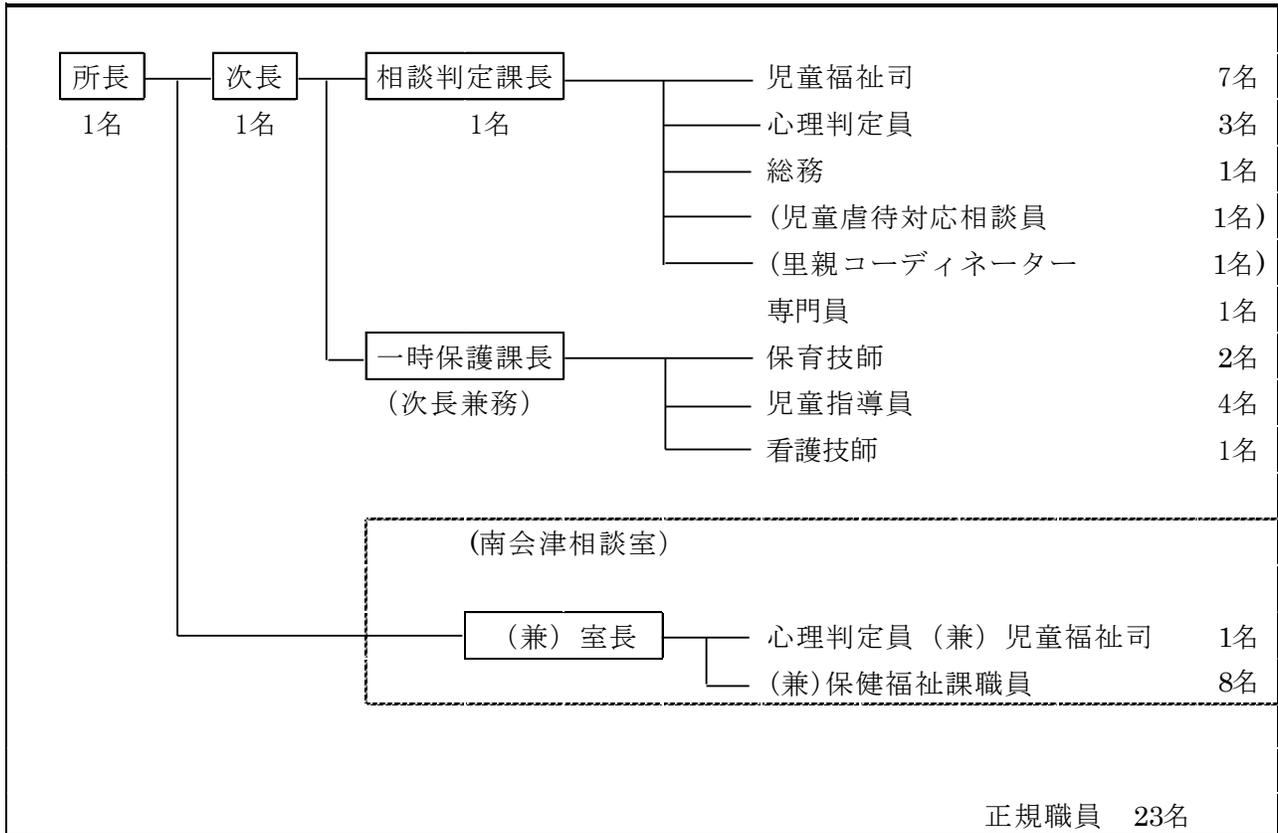
(平成31年4月1日現在)



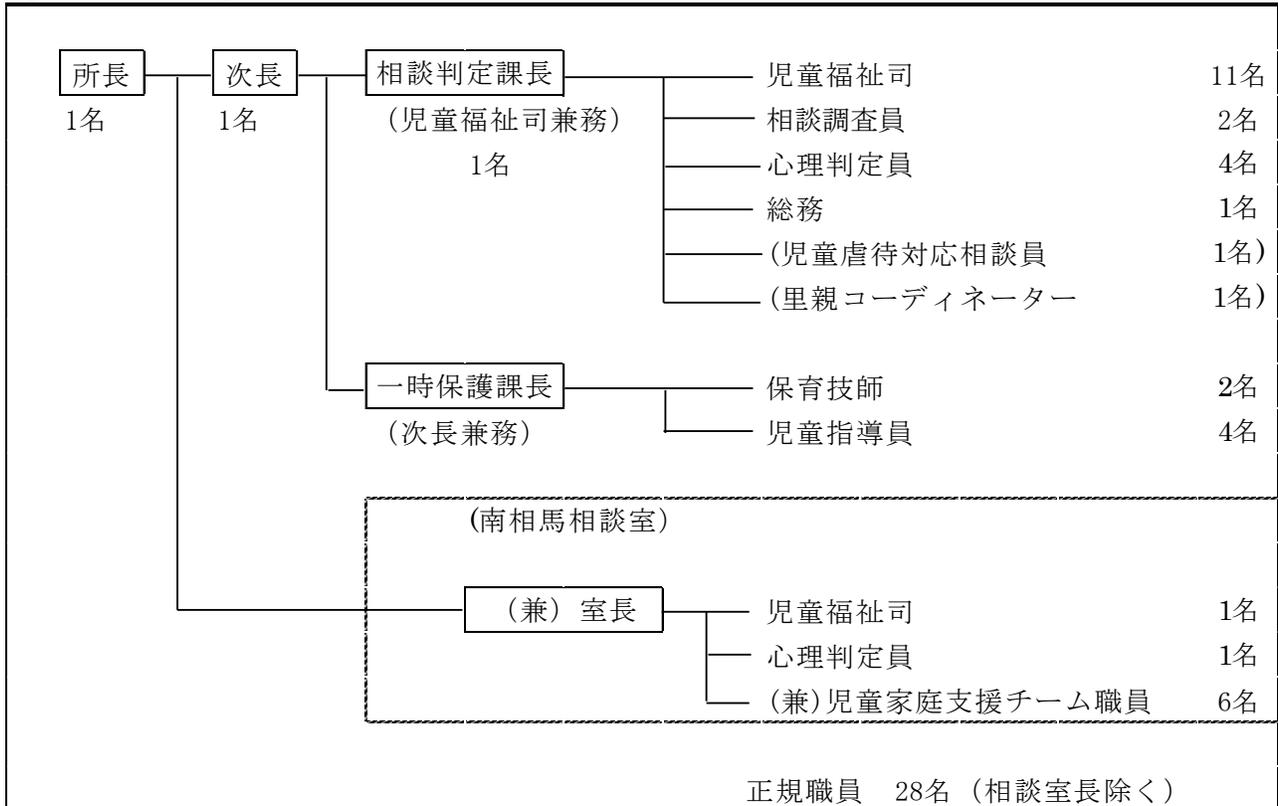
【県中児童相談所】



【会津児童相談所】



【浜児童相談所】

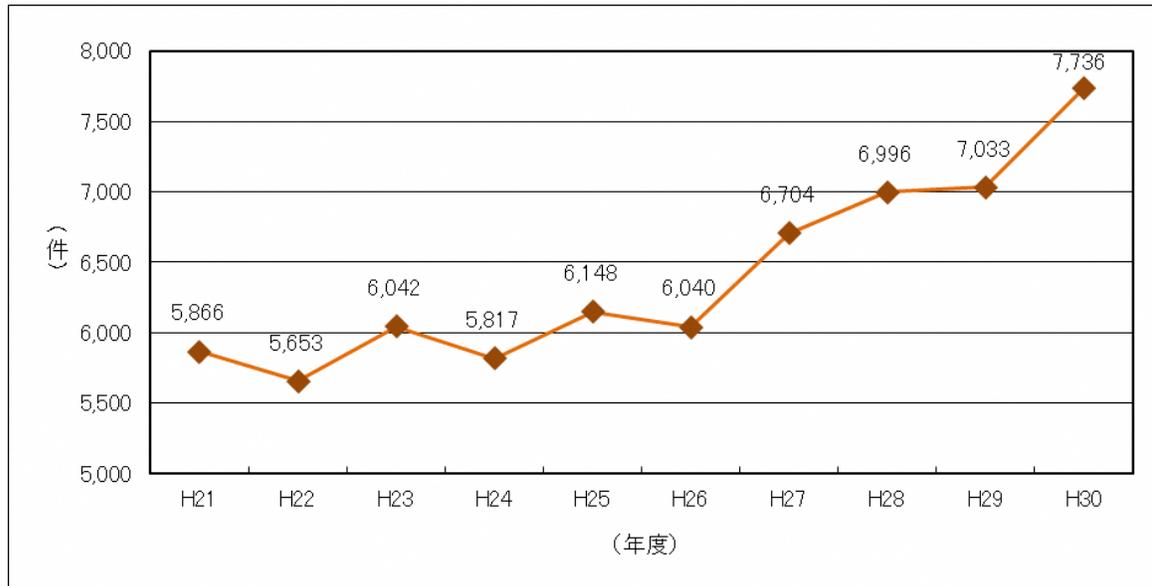


## 2 平成30年度実績

### (1) 相談受付状況 (19～21 ページ参照)

平成30年度に県内の4児童相談所が受け付けた相談件数は、7,736件（中央1,787件、県中2,470件、会津1,216件、浜2,035件、家庭支援電話相談事業228件）であり、前年度に比べて703件増加した。特に児童虐待相談受付件数は、平成30年度は1,605件で、前年度1,211件と比べて394件増加した。

(第1図)相談件数の推移



(第1表)児童相談所別相談件数の推移

区分	県全体	中央	県中	会津	浜	電話相談事業
平成21年度	5,866	1,376	1,812	871	1,141	666
平成22年度	5,653	1,408	1,603	831	1,195	616
平成23年度	6,042	1,458	1,643	1,007	1,442	492
平成24年度	5,817	1,246	1,586	945	1,526	514
平成25年度	6,148	1,379	1,834	1,036	1,431	468
平成26年度	6,040	1,487	1,889	1,066	1,272	326
平成27年度	6,704	1,576	2,187	1,210	1,431	300
平成28年度	6,996	1,628	2,410	1,075	1,620	263
平成29年度	7,033	1,680	2,323	985	1,784	261
平成30年度	7,736	1,787	2,470	1,216	2,035	228
前年比(%)	110.0%	106.4%	106.3%	123.5%	114.1%	87.4%

※電話相談事業の件数は18歳以上の相談を除く。

## ア 経路別相談受付状況 (19 ページ参照)

相談経路では、「県・市町村」が 3,298 件(42.6%)と最も多く、これは、養護等の相談以外に、療育手帳の判定や特別児童扶養手当の書類審査などの障害相談が含まれることによるものである。次いで「家族・親戚」が 1,462 件 (18.9%)、「警察等」が 1,328 件 (17.2%)、「近隣・知人」が 460 件 (5.9%)、「学校等」が 416 件 (5.4%)、施設等が 382 件 (4.9%) の順となっている。

昨年度に引き続き「警察等」の相談が増加傾向にあり、前年度 (1,161 件) と比べて 167 件増加している。次いで「家族・親戚」が前年度 (1,330 件) と比べて、132 件増加している。

なお、「その他」には、家庭裁判所や里親等が含まれている。

(第2表) 児童相談所別経路別相談受付状況

(件、%)										
区分	県・市町村	施設等	警察等	保健所等	学校等	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
県全体	3,298	382	1,328	93	416	1,462	460	65	232	7,736
	42.6%	4.9%	17.2%	1.2%	5.4%	18.9%	5.9%	0.8%	3.0%	100.0%
中央	852	67	305	32	81	332	72	5	41	1,787
	47.7%	3.7%	17.1%	1.8%	4.5%	18.6%	4.0%	0.3%	2.3%	100.0%
県中	1,198	98	407	39	97	360	171	13	87	2,470
	48.5%	4.0%	16.5%	1.6%	3.9%	14.6%	6.9%	0.5%	3.5%	100.0%
会津	467	46	219	5	98	255	93	9	24	1,216
	38.4%	3.8%	18.0%	0.4%	8.1%	21.0%	7.6%	0.7%	2.0%	100.0%
浜	781	171	397	17	140	326	109	15	79	2,035
	38.4%	8.4%	19.5%	0.8%	6.9%	16.0%	5.4%	0.7%	3.9%	100.0%
電話相談事業	0	0	0	0	0	189	15	23	1	228
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.9%	6.6%	10.1%	0.4%	100.0%

※電話相談事業の件数は 18 歳以上の相談を除く。

## イ 相談種別受付状況（20 ページ参照）

相談種別を見たものが（第3表）である。県全体では、「障害相談」が3,119件(40.3%)と最も多く、次いで「養護相談」が2,892件(37.4%)、「育成相談」が632件(8.2%)、「非行相談」が163件(2.1%)の順となっている。

- (ア) 「養護相談」2,892件の内訳は「養護（虐待）」が1,605件（55.5%）、「養護（その他）」が1,287件（44.5%）となっており、「養護（虐待）」は過去最高をさらに更新し、前年度(1,211件)より394件増加している。

背景には、子どもの貧困率の悪化等児童虐待に繋がりがやすい状況が続いていること、社会全体の児童虐待に対する取り組みや意識が向上したことが考えられるほか、「面前DV※」の通告の増加や虐待を受けた児童に兄弟がいる場合、虐待を見ている可能性があることから「心理的虐待」として受け付けるようになったことが要因と考えられる。全国的にも増加の一途を辿っており、まだしばらくは増えていくものと推測される。

- (イ) 「障害相談」は3,119件で、そのうち「知的障害相談」が2,610件（83.7%）と大部分を占めている。これは療育手帳の申請に伴う障害程度の確認、特別児童扶養手当の認定に関する相談が多いためである。以下、「発達障害相談」が357件(11.4%)、「肢体不自由相談」が74件（2.4%）、「言語発達障害等相談」が45件(1.4%)、「重症心身障害相談」が30件（1.0%）、「視聴覚障害相談」が3件（0.1%）の順となっている。特に、「発達障害相談」の件数が昨年度（242件）に比べて、115件増加している。
- (ウ) 「非行相談」は163件であり、内訳は「触法行為等」が53件（32.5%）、「ぐ犯行為等」が110件（67.5%）であった。前年度(163件)と同数である。ここ5年ではなだらかな減少傾向にある。年齢別では、幼児が0件(0%)、「6～12歳以下」が60件（36.8%）、「13歳～15歳以下」が63件（38.7%）、「16歳以上」が40件（24.5%）となっている。
- (エ) 「育成相談」は632件で、前年度に比して50件増加した。「性格行動相談」が428件と全体の67.7%を占め、次いで「不登校相談」が120件（19.0%）、「育児・しつけ相談」が73件（11.6%）、「適性相談」が11件（1.7%）の順となっている。なお、年齢別では「6～12歳以下」が267件と最も多く、全体の4割(42.2%)を超えている。

※ 面前DV：子どもの面前で家族に対して暴力をふるうこと（DV=ドメスティック・バイオレンス）

(第3表)児童相談所別相談種別受付状況

(件、%)

区分	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
県全体	2,892	6	3,119	163	632	924	7,736
	37.4%	0.1%	40.3%	2.1%	8.2%	11.9%	100.0%
中央	602	1	799	49	122	214	1,787
	33.7%	0.1%	44.7%	2.7%	6.8%	12.0%	100.0%
県中	858	1	1,058	54	149	350	2,470
	34.7%	0.0%	42.8%	2.2%	6.0%	14.2%	100.0%
会津	519	2	480	28	104	83	1,216
	42.7%	0.2%	39.5%	2.3%	8.6%	6.8%	100.0%
浜	882	2	773	32	128	218	2,035
	43.3%	0.1%	38.0%	1.6%	6.3%	10.7%	100.0%
電話相談事業	31	0	9	0	129	59	228
	13.6%	0.0%	3.9%	0.0%	56.6%	25.9%	100.0%

※電話相談事業の件数は18歳以上の相談を除く。

(第4表)年度別相談種別受付状況

(件)

区分	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
平成25年度	1,294	7	3,103	255	957	532	6,148
平成26年度	1,314	10	2,990	214	728	784	6,040
平成27年度	1,534	6	3,219	172	743	1,030	6,704
平成28年度	2,034	7	3,194	183	724	872	7,014
平成29年度	2,267	6	3,122	163	582	893	7,033
平成30年度	2,892	6	3,119	163	632	924	7,736

## (2) 相談対応状況 (22 ページ参照)

平成 30 年度対応件数 (前年度未対応 + 当年度受付 - 当年度未対応) は県全体で 7,568 件となっている。

対応別に見ると、「面接指導 (助言指導、継続指導、他機関あっせんの合計)」が 5,316 件 (70.2%) で 7 割を占めており、次いで、「児童福祉施設 (入所)」が 116 件 (1.5%)、「福祉事務所送致又は通知」が 71 件 (0.9%)、「児童福祉司指導」が 59 件 (0.8%)、「里親委託」が 46 件 (0.6%)、「市町村送致」が 15 件 (0.2%)、「訓戒・誓約措置」が 8 件 (0.1%)、の順になっている。なお、「その他」の 1,934 件 (25.6%) は、療育手帳の申請・更新、特別児童扶養手当の認定にかかる書類審査による対応が大部分である。

### ア 養護相談

「養護相談」における対応件数は 2,824 件で、前年度 (2,234 件) より 590 件と大幅に増加している。対応別では、「面接指導」が 2,551 件 (90.3%)、「児童福祉施設 (入所)」が 79 件 (2.8%)、「里親委託」が 45 件 (1.6%)、「児童福祉司指導」が 39 件 (1.4%)、「福祉事務所送致」が 4 件 (0.1%)、「市町村送致」が 4 件 (0.1%) の順になっている。

### イ 障害相談

「障害相談」における対応件数は 3,037 件で、前年度 (3,128 件) から微減となっている。対応別では、「面接指導」が 1,460 件 (48.1%)、「福祉事務所送致」が 67 件 (2.2%)、「児童福祉施設 (入所)」が 11 件 (0.4%) となっている。「その他」が 1,487 件 (49.0%) と際立っているのは、療育手帳、特別児童扶養手当の申請・更新における書類審査の件数をカウントしているためである。

なお、平成 18 年度より、障害児の施設入所については、措置のほか、契約入所の斡旋調整を児童相談所で行うこととなっているが、契約入所にかかる相談は「助言指導」に含まれている。

※ 障害児の通所施設利用相談については、平成 24 年 4 月に市町村へ移行している。

### ウ 非行相談

「非行相談」の対応件数は 162 件で、前年度 (171 件) より 9 件減少している。

対応別では、「面接指導」が 120 件 (74.1%)、「児童福祉施設 (入所)」が 14 件 (8.6%)、「児童福祉司指導」が 11 件 (6.8%)、「訓戒・誓約措置」が 7 件 (4.3%)、「家庭裁判所送致」が 3 件 (1.9%) の順となっている。

対応状況を見ると、「面接指導」「児童福祉司指導」「訓戒・誓約」で全体の 80%以上を占めており、大半は在宅での指導・支援を行っているのが現状である。

### エ 育成相談

「育成相談」の対応件数は 624 件で、前年度 (593 件) より 31 件増加している。

対応別では、「面接指導」が 582 件 (93.3%)、「児童福祉施設 (入所)」が 11 件 (1.8%)、「児童福祉司指導」が 8 件 (1.3%) である。

「児童福祉施設 (入所)」は前年度 8 件から 11 件と増加している。

(第5表)相談対応状況

(件、%)

区分	面接指導	児童福祉 司指導	市町村送 致	福祉事務 所送致又 は通知	訓戒・誓約	児童福祉 施設 (入所)	里親委託	家裁送致	その他	計
県全体	5,316	59	15	71	8	116	46	3	1,934	7,568
	70.2%	0.8%	0.2%	0.9%	0.1%	1.5%	0.6%	0.0%	25.6%	100.0%
養護	2,551	39	4	4	1	79	45	0	101	2,824
	90.3%	1.4%	0.1%	0.1%	0.0%	2.8%	1.6%	0.0%	3.6%	100.0%
保健 相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	100.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	100%
障害	1,460	1	11	67	0	11	0	0	1,487	3,037
	48.1%	0.0%	0.4%	2.2%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	49.0%	100.0%
非行	120	11	0	0	7	14	0	3	7	162
	74.1%	6.8%	0.0%	0.0%	4.3%	8.6%	0.0%	1.9%	4.3%	100.0%
育成	582	8	0	0	0	11	1	0	22	624
	93.3%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.2%	0.0%	3.5%	100.0%
その他	597	0	0	0	0	1	0	0	317	915
	65.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	34.6%	100.0%

※対応件数＝前年度未対応＋当年度受付－当年度未対応

※児童福祉施設入所には指定発達支援医療機関への委託数を含む

### (3) 虐待相談 (28～30 ページ参照)

平成 30 年度の児童相談所に対する児童虐待通告件数は 1,870 件で、このうち調査の結果虐待と認定し対応した件数は 1,549 件で、前年度 (1,177 件) より 372 件増加した。

4 児童相談所の全てにおいて対応件数が増加しており、特に会津児童相談所では平成 28 年度 76 件、平成 29 年度 155 件、平成 30 年度 302 件とここ 3 年の間、毎年倍増している。他の児童相談所も前年度と比べそれぞれ 50 件以上の増加となっており、児童虐待における社会的関心の高まりや早期発見等の相談体制の強化をふまえ、今後も県内の児童虐待対応件数の増加が見込まれる。

#### ア 虐待の種別 (対応件数)

虐待種別の内訳は、「心理的虐待」が 1,022 件 (66.0%)、「身体的虐待」が 287 件 (18.5%)、「ネグレクト」が 214 件 (13.8%)、「性的虐待」が 26 件 (1.7%) の順となっている。全ての種別の件数が昨年度を上まわっており、「心理的虐待」が 251 件増加 (前年度 771 件) と、増加分の 6 割以上を占めている。

#### イ 経路

相談経路の内訳は、「警察等」が 962 件 (62.1%)、「近隣・知人」が 132 件 (8.5%)、「学校」が 109 件 (7.0%)、「福祉事務所」が 76 件 (4.9%) の順となっている。

「警察等」がここ数年最も多く、前年度 (792 件) と比べてさらに 170 件増加している。平成 30 年 1 月に県警本部と県こども未来局の間で警察と児童相談所の情報共有について取扱いを定めたことによる連携の深まりや、「配偶者間の暴力の目撃 (面前 DV)」の相談件数も増加傾向にあることが背景として考えられる。今後も警察と児童相談所の連携が密になっていくことから、「警察等」からの相談・通告はさらに増加することが予想される。

#### ウ 主たる虐待者

主たる虐待者の内訳は、「実父」が 815 件 (52.6%)、「実母」が 499 件 (32.2%)、「実父以外の父」が 174 件 (11.2%)、「実母以外の母」が 7 件 (0.5%) の順となっている。「その他」の 54 件 (3.5%) となっており、中には虐待者が特定されないケースも含まれている。

「実母」と「実父」を合わせると 80%以上であり、実父母からの虐待が高い水準となっている。また、例年「実母」の件数が最も多かったが、平成 27 年度より「実父」の件数が最も多くなっており、これには、上述した「配偶者間の暴力の目撃 (面前 DV)」の通告件数が増加傾向にあることが理由として考えられ、今後もこの傾向は続くと思われる。

#### エ 被虐待児の年齢階層

「年齢区分」では、「0～3 歳未満」が 323 件 (20.9%)、「3～6 歳」が 427 件 (27.6%)、「7～12 歳」が 499 件 (32.2%)、「13～15 歳」が 215 件 (13.9%)、「16 歳以上」が 85 件 (5.5%) となっている。未就学児年齢が 4 割を占めている。

「面前 DV」が全体の中で大きな割合を占めるようになり、児童の年齢に関係なく通告されていることを反映しているためか、13 歳以上の割合が高くなってきている。

## オ 虐待対応状況

対応状況は、「面接指導」が 1,411 件 (91.1%)、「児童福祉施設 (入所)」が 55 件 (3.6%)、「児童福祉司指導」が 34 件 (2.2%)、「里親委託」が 19 件 (1.2%) の順となっている。

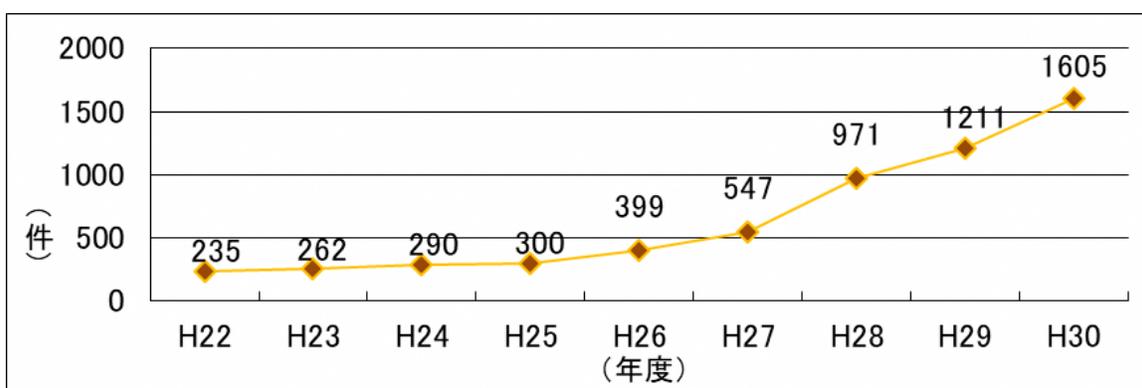
虐待ではあっても、9 割は在宅支援を選択しており、家庭分離は 6%に満たない。効果的に在宅支援を進めていくためには、要保護児童対策地域協議会等を活用して、関係機関のネットワークの中で再発防止を図っていくことが重要である。

## カ 虐待防止法関係等

虐待通告に対する「安全確認」は通告を受けたすべてのケースについて、関係機関の協力を得ながら実施している。児童を安全に保護等するため、児童虐待防止法第 10 条による警察への援助要請が 11 件、同法第 12 条による面会通信を制限するケースが 1 件であった。

児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号・第 2 号による施設入所の承認を求める家事審判請求は 9 件あり、承認件数は前年度請求分も含め 2 件である。児童福祉法第 28 条第 2 項による措置の更新にかかる請求は 6 件あり、承認件数は 6 件である。

(第2図)虐待相談受付件数



(第6表)児童相談所別虐待種別(対応件数)

	(件、%)				
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
県全体	287	26	1,022	214	1,549
	18.5%	1.7%	66.0%	13.8%	100.0%
中央	73	6	236	55	370
	19.7%	1.6%	63.8%	14.9%	100.0%
県中	89	10	273	75	447
	19.9%	2.2%	61.1%	16.8%	100.0%
会津	62	8	194	38	302
	20.5%	2.6%	64.2%	12.6%	100.0%
浜	63	2	319	46	430
	14.7%	0.5%	74.2%	10.7%	100.0%

※対応件数=前年度未対応+当年度受付-当年度未対応

#### (4) 里親委託の状況 (23 ページ参照)

平成 30 年度末現在の「登録里親数」は 204 人で、「委託里親数」が 77 人、「里親委託児童数」が 88 人（男 44 人、女 44 人）となっている。県内に 4 か所ある小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）には 16 人の児童が委託されている。里親等委託率〔（里親委託児童数+ファミリーホーム委託児童数）/（乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+里親委託児童数+ファミリーホーム委託児童数）〕は 25.1%であり、昨年度と比較して 2.8%増加している。

里親委託の推進については、平成 30 年度末に策定された「福島県社会的養育推進計画」において具体的な数値目標が示されていることから、平成 18 年度から各児童相談所に配置された里親コーディネーターの活用及び平成 30 年度から、2 か所の児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携により、引き続き、里親制度についての啓蒙、新規里親の開拓、里親委託後のきめ細かい里親支援などに取り組んでいく必要がある。

(第7表)里親委託状況の推移

年度	登録里親数	委託里親数	委託児童数※	里親等委託率	(人、%)
					施設(乳児院・養護)在籍児童数
平成26年度	194	50	70	16.6%	352
平成27年度	196	50	67	18.2%	301
平成28年度	213	62	82	20.8%	312
平成29年度	190	65	88	22.3%	307
平成30年度	204	77	104	25.1%	310

※数値は年度末現在

※委託児童数には、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託児童数を含む

※里親等委託率：〔委託児童数/（児童養護施設・乳児院・里親への措置・委託児童数）×100〕

#### (5) 心理療法・カウンセリングの実施状況 (24 ページ参照)

相談ケースの複雑化・多様化の傾向を反映して、カウンセリング等の専門的・継続的面接指導を実施するなど、密度の濃い相談指導が展開されるようになってきている。虐待ケースにおいては早期発見・早期対応に加え、再発防止及び家族再統合の取り組みが必要とされており、施設利用と併せて、こうした専門的・継続的指導体制の強化が重要である。

(第8表)心理療法・カウンセリングの状況

年度					(件)
	医師	心理判定員	児童福祉司	その他	計
平成25年度	0	1,605	3,330	0	4,935
平成26年度	0	2,013	8,424	0	10,437
平成27年度	0	1,728	11,516	0	13,244
平成28年度	0	2,227	13,340	0	15,567
平成29年度	63	2,255	15,635	0	17,953
平成30年度	3	3,217	16,369	0	19,589

※参考：平成 30 年度の「調査・社会診断」は 20,116 件、「医学的診断指導」は 1,055 件、「心理診断指導」は 6,277 件

(6) 一時保護の実施状況 (25～26 ページ参照)

平成 30 年度は 466 人を一時保護し、うち 314 人は所内で一時保護、152 人を所外（児童福祉施設、医療機関、里親等）に一時保護委託している。一時保護した児童数は、前年度に比べて 85 人増加している。（第 9 表）のとおり、一時保護の件数は増加している。

年度中に援助が決定した児童は 434 人であり、そのうち「帰宅」が 208 人（47.9%）、「施設入所」が 86 人（19.8%）、「里親委託」が 30 人（6.9%）、「他の児相・機関に移送」が 21 人（4.8%）、「家庭裁判所送致」が 3 人（0.7%）となっている。例年同様、「帰宅」が最も多い。

相談種別をみると「養護（虐待）」が 209 人（48.2%）と最も多く、次いで「養護（その他）」が 116 人（26.7%）で、「育成」が 55 人（12.7%）、「非行」が 53 人（12.2%）、「障害」が 1 人（0.2%）となっている。「養護（虐待）」の一時保護が 5 割弱を占め、「養護（その他）」を初めて超えた。

一人平均保護日数は前年度に比べて 0.7 日減少しているが、平均日数は依然 30 日を超えており、虐待相談の増加及び問題が複雑化・困難化していることで、児童の心身のケアや家族調整のために時間を要するケースが多いと言える。

(第9表)一時保護の状況

(人)

年度	所内保護	所外保護(委託)	計
平成26年度	208	70	278
平成27年度	205	52	257
平成28年度	226	121	347
平成29年度	247	134	381
平成30年度	314	152	466

(第10表)一時保護児童(所内保護+所外保護)の対応状況と保護日数

(件、%、日)

年度	施設入所	里親委託	他児相に移送	家裁送致	帰宅	その他	計	延べ日数	一人当たりの平均日数
平成28年度	96	22	13	2	180	27	340	11,781	34.7
	28.2%	6.5%	3.8%	0.6%	52.9%	7.9%	100.0%		
平成29年度	92	85	10	1	147	43	378	11,982	31.7
	24.3%	22.5%	2.6%	0.3%	38.9%	11.4%	100.0%		
平成30年度	86	30	21	3	208	86	434	13,337	30.7
	19.8%	6.9%	4.8%	0.7%	47.9%	19.8%	100.0%		

※対応人数＝前年度継続保護＋当年度保護・当年度末継続保護

(第11表)一時保護児童(所内保護+所外保護)の種別【対応人数のうち】

(件、%)

年度	養護(虐待)	養護(その他)	障害	非行	育成	保健・その他	計
平成28年度	126	132	1	49	32	0	340
	37.1%	38.8%	0.3%	14.4%	9.4%	0.0%	100.0%
平成29年度	140	166	2	36	37	0	381
	36.7%	43.6%	0.5%	9.4%	9.7%	0.0%	100.0%
平成30年度	209	116	1	53	55	0	434
	48.2%	26.7%	0.2%	12.2%	12.7%	0.0%	100.0%

※対応人数＝前年度継続保護＋当年度保護・当年度末継続保護

### (7) 家庭支援電話相談事業（子どもと家庭テレフォン相談）の実施状況（21 ページ参照）

相談受付件数は 228 件で、前年度より 48 件減少している。この 10 年間の相談件数は減少傾向にあり、これには様々な相談窓口が創設されたことによって相談者が拡散した影響もあると思われる。

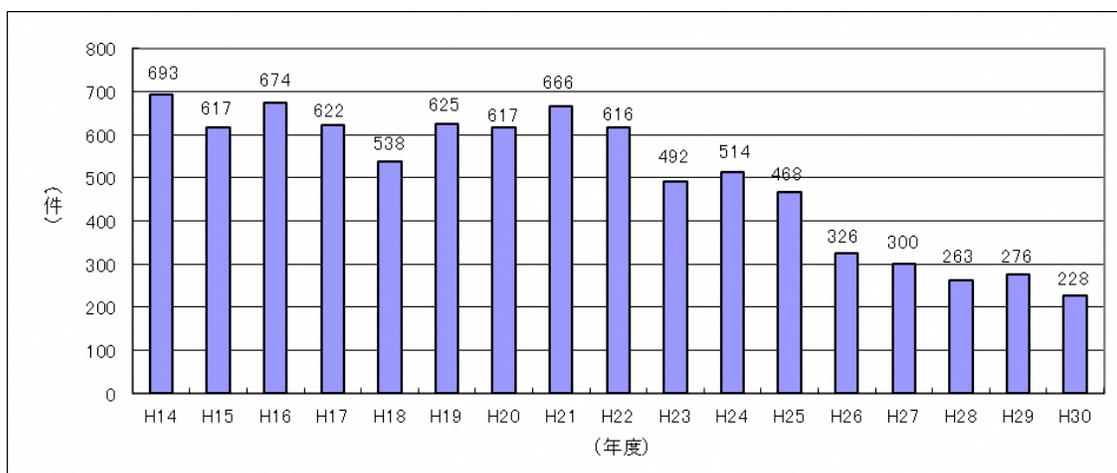
相談種別では、「育成（性格行動、不登校等）」が 129 件（56.6%）、「その他（いじめ、友人関係等）」が 56 件（25.9%）、「養護」が 31 件（13.6%）、「障害」が 9 件（3.9%）の順となっている。

年齢別では、6～8 歳の就学の前後、13 歳～17 歳の中学校以降の相談が他の年齢よりも多く、小学校に入る前後の適応や、思春期の家庭内や学校関係相談のニーズがある。

いじめ相談は、小学校では 2 件（8 歳、12 歳）で、13 歳～17 歳で 1～3 件となっており、小学校よりも中高生のいじめに関する相談が多くなっている。

令和元年 8 月からは児童相談所全国共通ダイヤル「189」対応の外部委託を開始しており、緊急対応以外の電話相談に夜間休日無休で対応可能な体制整備を図ったこと等から、本事業を令和 2 年 3 月末をもって終了し、児童相談への電話対応を 189 ダイヤルに統一することとなった。

(第3図) 電話相談受付件数の推移



# 第 2 統 計

1 経路別受付件数

	都道府県				市町村			児童福祉施設・指定発達支援医療機関				児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
県全体	男	91	35	2	467	0	64	211	65	165	6	0	16	749	15	0	54	26	170	34
	女	105	13	1	259	0	37	115	22	121	3	1	9	579	5	1	38	19	146	21
	計	196	48	3	726	0	101	326	87	286	9	1	25	1,328	20	1	92	45	316	55
中央	男	28	13	0	105	0	8	2	5	36	0	0	1	174	4	0	13	0	36	2
	女	24	6	0	61	0	5	3	0	25	1	0	1	131	1	1	18	4	35	4
	計	52	19	0	166	0	13	5	5	61	1	0	2	305	5	1	31	4	71	6
県中	男	28	13	2	197	0	39	170	3	47	2	0	0	220	3	0	28	2	42	5
	女	36	2	0	115	0	24	82	4	41	1	1	0	187	0	0	11	1	41	6
	計	64	15	2	312	0	63	252	7	88	3	1	0	407	3	0	39	3	83	11
会津	男	5	6	0	54	0	0	19	2	22	0	0	7	127	1	0	4	4	37	19
	女	8	4	0	37	0	0	11	2	20	0	0	3	92	0	0	1	1	33	4
	計	13	10	0	91	0	0	30	4	42	0	0	10	219	1	0	5	5	70	23
浜	男	30	3	0	111	0	17	20	55	60	4	0	8	228	7	0	9	20	55	8
	女	37	1	1	46	0	8	19	16	35	1	0	5	169	4	0	8	13	37	7
	計	67	4	1	157	0	25	39	71	95	5	0	13	397	11	0	17	33	92	15

	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	(再掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
県全体	男	16	1	880	239	78	4,674	12	33	74	363
	女	18	0	582	221	73	3,062	6	30	25	278
	計	34	1	1,462	460	151	7,736	18	63	99	641
中央	男	1	1	312	46	12	1,216	5	4	26	166
	女	2	0	209	41	19	799	1	6	10	130
	計	3	1	521	87	31	2,015	6	10	36	296
県中	男	7	0	204	84	40	1,459	5	7	7	61
	女	3	0	156	87	33	1,011	1	13	1	34
	計	10	0	360	171	73	2,470	6	20	8	95
会津	男	2	0	172	59	7	775	0	2	37	42
	女	3	0	83	34	2	441	1	3	13	29
	計	5	0	255	93	9	1,216	1	5	50	71
浜	男	6	0	192	50	19	1,224	2	20	4	94
	女	10	0	134	59	20	811	3	8	1	85
	計	16	0	326	109	39	2,035	5	28	5	179

2 年齢・相談別受付件数

	養護相談		保健相談		障害相談							非行相談			育成相談				その他の相談		計	(再掲)		
	児童虐待	その他	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	＜犯行為等＞	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児しつけ	児童虐待通告	いじめ	児童虐待被害等書							
総計	1,605	1,287	6	74	3	45	30	2,610	357	110	53	428	120	11	73	924	7,736	1,423	13	0				
(中央)	378	255	1	22	2	1	6	667	110	39	10	174	48	4	25	273	2,015	428	14	0				
(県中)	497	361	1	21	0	0	19	952	66	38	16	101	24	0	24	350	2,470	605	0	0				
(会津)	308	211	2	14	0	8	0	345	113	19	9	72	23	2	7	83	1,216	332	0	0				
(浜)	422	460	2	17	1	36	5	646	68	14	18	81	25	5	17	218	2,035	505	3	0				
0歳	115	115	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	38	276	132	0	0				
1歳	113	75	0	1	1	2	0	24	0	0	0	1	0	0	13	48	278	129	0	0				
2歳	106	81	0	0	0	5	2	66	21	0	0	4	0	0	11	48	344	131	0	0				
3歳	121	94	0	3	0	8	0	135	39	0	0	12	0	1	7	66	486	158	0	0				
4歳	92	82	0	3	0	15	3	154	45	0	0	7	1	0	13	55	470	131	0	0				
5歳	133	80	0	4	0	12	3	195	69	0	0	9	0	0	6	71	582	149	0	0				
6歳	96	78	1	8	0	2	2	216	44	0	1	26	2	1	9	56	542	119	0	0				
7歳	98	56	0	3	0	1	2	177	21	1	1	26	5	2	1	46	440	111	1	0				
8歳	85	67	1	5	0	0	0	107	12	2	4	17	2	0	3	53	358	96	1	0				
9歳	100	64	0	7	0	0	0	87	15	5	5	29	4	0	1	43	360	112	1	0				
10歳	83	62	1	6	0	0	2	126	11	3	3	33	13	0	2	45	390	91	1	0				
11歳	64	53	0	5	0	0	0	154	19	7	7	32	10	0	1	51	403	78	0	0				
12歳	83	61	0	7	0	0	1	136	14	14	7	37	9	1	1	46	417	95	1	0				
13歳	103	59	0	11	0	0	3	134	16	13	13	43	33	1	1	48	478	109	3	0				
14歳	76	63	3	2	0	0	4	187	9	16	5	53	18	1	0	48	485	78	2	0				
15歳	51	54	0	1	0	0	4	184	11	16	0	27	10	1	2	46	407	56	3	0				
16歳	50	44	0	0	0	0	0	195	6	17	2	32	6	2	0	30	384	52	3	0				
17歳	36	66	0	7	1	0	3	298	5	16	4	39	7	0	0	42	524	43	1	0				
18歳以上	0	33	0	1	1	0	1	29	0	0	1	1	0	1	0	44	112	0	0	0				
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	7							
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	2	31	0	0	0	0	0	0	0	15							

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(計の再掲)	274
里親・養子縁組希望に関する相談	89

3 家庭支援電話相談事業受付件数

管轄 児童 相別	養護 相談 相談	保健 相談	障害相談					非行相談		育成相談					その他の相談					計
			肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発達 障害等	重症心身 障害	知的障害	発達障害	＜犯 行為等	軀法 行為等	性格 行動	不登校	適性	育児 しつけ	いじめ	友人 関係	学校 関係	家族 関係	その他	
総計	31	0	0	0	2	11	0	0	0	100	20	3	18	14	4	7	22	23	255	
(中央)	20	0	0	0	2	7	0	0	73	14	3	14	12	1	4	12	14	176		
(県中)	8	0	0	0	0	2	0	0	11	4	0	3	2	3	1	2	2	38		
(金津)	0	0	0	0	0	2	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	12		
(浜)	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	5	3	18		
(県外)	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	3	2	11		
0歳	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	5		
1歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	9		
2歳	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5		
3歳	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	6		
4歳	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	0	0	2	0	2	11		
5歳	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	6		
6歳	1	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	4	0	14		
7歳	2	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	4	0	0	0	14		
8歳	0	0	0	0	0	3	0	0	5	1	0	0	1	0	2	0	5	17		
9歳	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	6		
10歳	0	0	0	0	0	1	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	1	9		
11歳	1	0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	1	1	13		
12歳	2	0	0	0	0	1	0	0	4	2	0	0	1	0	0	1	1	12		
13歳	3	0	0	0	0	0	0	0	7	5	1	0	3	0	0	0	2	21		
14歳	3	0	0	0	2	0	0	0	14	2	0	0	2	0	0	3	1	27		
15歳	3	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	3	0	2	3	2	22		
16歳	3	0	0	0	0	0	0	0	8	2	1	0	3	0	0	0	0	17		
17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	1	0	1	1	0	14		
18歳以上	0	0	0	0	0	4	0	0	11	0	1	0	0	0	0	6	5	27		
父	7	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	3	1	20		
母	5	0	0	0	2	5	0	0	64	17	2	13	2	4	6	8	12	140		
家族・親戚	9	0	0	0	0	2	0	0	8	0	0	5	1	0	1	1	2	29		
知人・近隣	8	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	2	15		
児童本人	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	11	0	0	3	1	23		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		

※ 相談者別の内訳に、18歳以上の相談数(27)は含まない。

※ 「第1 概要」の統計では18歳以上の相談数を含まないため、228件となる。

4 相談種別対応状況

	対応件数															年度末未対応					
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定機関委託医療	里親委託		4号27条第1項第4号による家裁送致	障害児施設への利用契約	その他	計	施設入所待機(再)
	助言指導	継続指導	他機関あわせ								入所	通所	施設入所待機								
総計	3,956	1,272	88	59	0	0	0	15	71	8	114	0	2	46	3	0	1,934	7,568	0	358	1
(児相別)	978	202	36	21	0	0	0	3	1	2	45	0	0	9	3	0	684	1,984	0	82	1
中央	1,531	244	32	23	0	0	0	0	32	0	32	0	0	15	0	0	426	2,337	0	224	0
県中	605	243	7	3	0	0	0	12	0	3	24	0	0	5	0	0	304	1,206	0	14	0
会津	842	583	13	12	0	0	0	0	38	3	13	0	0	17	0	0	520	2,041	0	38	0
浜	644	750	17	34	0	0	0	4	0	1	55	0	0	19		0	25	1,549	0	138	0
児童虐待	838	278	24	5	0	0	0	0	4	0	24	0	0	26		0	76	1,275	0	25	0
その他	1,482	1,028	41	39	0	0	0	4	4	1	79	0	0	45		0	101	2,824	0	163	0
小計	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	6	0	0	0
保健相談	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0	25	74	0	5	0
肢体不自由	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	3	0	0	0
視聴覚障害	43	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	45	0	0	0
言語発達障害等	23	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2		0	5	32	0	2	1
重症心身障害	1,057	7	4	0	0	0	0	11	66	0	7	0	0	0		0	1,388	2,540	0	141	0
知的障害	252	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	68	343	0	14	0
発達障害	1,425	26	9	1	0	0	0	11	67	0	9	0	2	0		0	1,487	3,037	0	162	1
小計	36	45	2	9	0	0	0	0	0	2	10	0	0	0	1	0	6	111	0	2	0
く犯行為等	10	27	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	2	0	1	51	0	5	0
触法行為等	46	72	2	11	0	0	0	0	0	7	14	0	0	0	3	0	7	162	0	7	0
小計	291	94	3	8	0	0	0	0	0	0	9	0	0	1		0	16	422	0	12	0
性格行動	85	22	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0		0	3	118	0	2	0
不登校	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	11	0	0	0
適性	60	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2	73	0	0	0
育児・しつけ	445	124	13	8	0	0	0	0	0	0	11	0	0	1		0	22	624	0	14	0
小計	553	21	23	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0	317	915	0	12	0
その他																					

5 里親委託の状況（平成30年度末現在）

総数	(再掲)	認定及び登録里親数	委託されている里親数	
			養育里親	専門里親
204		77		
165		56		
8		3		
9		9		
91		9		
中央				
50		13		
46		10		
1		0		
1		1		
18		2		
66		30		
46		21		
4		2		
3		3		
32		4		
31		7		
23		6		
3		1		
0		0		
13		0		
57		27		
50		19		
0		0		
5		5		
28		3		

総数	(再掲)	委託されている児童数	男女内訳	
			男	女
65		65		
4		4		
10		10		
9		9		
88		88	44	44
中央				
10		10		
0		0		
1		1		
2		2		
13		13	7	6
県中				
25		25		
2		2		
4		4		
4		4		
35		35	20	15
会津				
7		7		
2		2		
0		0		
0		0		
9		9	6	3
浜				
23		23		
0		0		
5		5		
3		3		
31		31	11	20

小規模住居型児童 養育事業 (ファミリーホーム)	委託されている児童数		男女内訳	
	男	女	男	女
中央		8		
県中		6		
会津		2		
浜		0		
計		16	8	8

※再掲の合計数は、重複登録している里親もいるため、総数を上回る。

6 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

調査・診断・指導・社会診断	調査・診断・指導・社会診断	医学的診断指導						心理診断指導						その他					
		医学的診断指導		その他		知能検査		発達検査		人格検査		その他の検査		面接・観察・指導		その他の診断		心理療法・カウンセリング	
		医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	その他の診断	医師	心理判定員等	児童福祉所等	その他の所員						
児童	1,444	647	277	124	735	649	435	190	3,880	0	2,844	783	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	505	215	120	57	148	115	175	45	1,513	0	992	347	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	86	93	49	19	39	23	51	10	373	0	697	206	0	0	0	0	0	0	0
保護者	7,243	7	0	0	0	0	0	0	239	0	206	5,902	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	2,911	5	0	0	0	0	0	0	13	0	3	1,962	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	521	0	0	0	0	0	0	0	16	0	23	827	0	0	0	0	0	0	0
その他	11,429	0	0	0	0	0	0	0	149	0	167	9,684	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	4,631	0	0	0	0	0	0	0	29	0	30	3,581	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	716	0	0	0	0	0	0	0	10	0	28	1,058	0	0	0	0	0	0	0
計	20,116	654	277	124	735	649	435	190	4,268	0	3,217	16,369	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	8,047	220	120	57	148	115	175	45	1,555	0	3,050	5,890	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	1,323	93	49	19	39	23	51	10	399	0	748	2,091	0	0	0	0	0	0	0
児童	417	226	75	7	215	252	131	66	817	0	480	66	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	254	41	42	2	55	50	85	27	353	0	198	25	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	16	30	21	2	18	7	33	7	119	0	179	5	0	0	0	0	0	0	0
保護者	2,316	2	0	0	0	0	0	0	7	0	3	455	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	1,136	2	0	0	0	0	0	0	5	0	3	169	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	151	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	116	0	0	0	0	0	0	0
その他	4,208	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	613	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	2,220	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	246	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	251	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0
計	6,941	228	75	7	215	252	131	66	841	0	3	480	1,134	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	3,610	43	42	2	55	50	85	27	366	0	3	198	440	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	418	30	21	2	18	7	33	7	124	0	0	179	156	0	0	0	0	0	0
児童	575	213	32	103	169	139	130	20	522	0	1,525	557	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	94	82	9	48	31	21	24	6	168	0	438	274	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	49	47	13	17	9	5	7	1	80	0	266	195	0	0	0	0	0	0	0
保護者	2,144	0	0	0	0	0	0	0	35	0	39	4,183	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	763	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,298	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	610	0	0	0	0	0	0	0
その他	3,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	7,946	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	1,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2,780	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	910	0	0	0	0	0	0	0
計	6,039	213	32	103	169	139	130	20	557	0	1,627	12,686	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)虐待	1,888	82	9	48	31	21	24	6	168	0	449	4,352	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	618	47	13	17	9	5	7	1	80	0	280	1,715	0	0	0	0	0	0	0

7 一時保護児童の相談種別、年齢、対応状況(一時保護所での保護児童)

前年度 末 保護	受付(年度中)				対応(年度中)								年度末 継続保護			
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	計	児童福祉施設 入所	里親委託	他の見相・ 機関に移送	家裁送致	帰宅	その他	計		2か月を超えて 一時保護した 件数(再掲)	延べ日数	
																虐待
3	32	54	52	16	154	24	4	13	0	63	31	135	54	15	4,795	22
4	16	20	11	11	58	4	5	5	0	27	13	54	2	1	1,238	8
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	8	0
3	0	4	16	31	51	10	0	1	3	37	1	52	3	5	1,486	2
5	0	13	21	16	50	16	0	0	0	29	6	51	1	2	1,614	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	48	91	101	74	314	54	9	19	3	157	51	293	60	23	9,141	36
1	5	15	19	8	47	7	1	1	0	16	15	40	33	2	1,685	8
1	2	6	2	1	11	0	0	3	0	7	0	10	1	0	136	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	4	11	16	4	0	0	3	11	0	18	2	2	637	0
1	0	3	3	2	8	4	0	0	0	2	2	8	0	0	288	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	7	25	28	22	82	15	1	4	3	36	17	76	36	4	2,746	11
1	9	19	12	3	43	8	0	0	0	18	12	38	4	7	1,336	6
1	2	3	3	5	13	1	0	0	0	6	5	12	0	0	221	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	5	15	20	4	0	1	0	15	1	21	0	2	546	0
2	0	5	10	6	21	6	0	0	0	15	1	22	0	1	726	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	11	27	30	29	97	19	0	1	0	54	19	93	4	10	2,829	9
1	6	16	15	3	40	6	0	12	0	17	0	35	12	5	1,114	6
1	4	2	1	5	12	0	1	2	0	7	1	11	1	0	242	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	3	6	3	12	1	0	0	0	9	0	10	0	1	218	2
0	0	4	3	2	9	4	0	0	0	4	0	8	0	1	254	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	10	25	25	13	73	11	1	14	0	37	1	64	13	7	1,828	11
0	12	4	6	2	24	3	3	0	0	12	4	22	5	1	660	2
1	8	9	5	0	22	3	4	0	0	7	7	21	0	1	639	2
0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	8	0
0	0	0	1	2	3	1	0	0	0	2	0	3	1	0	85	0
2	0	1	5	6	12	2	0	0	0	8	3	13	1	0	346	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	20	14	18	10	62	9	7	0	0	30	14	60	7	2	1,738	5

(一時保護委託児童)

前年度 未保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)										対応(年度中)						年度未 保護				
	委託(年度中)				委託解除(年度中)										対応(年度中)										
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	計	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児施設	その他の施設	里親	その他	計	延べ日数	児童福祉施設入所	里親委託	他の居相・機関に移送	家族送致		帰宅	その他	計	職権による一時保護(再帰)
6	45	21	9	6	81	0	26	2	0	0	4	0	34	8	74	2,744	27	12	0	0	14	21	74	38	13
3	41	18	5	2	66	0	9	3	0	0	8	0	41	1	62	1,356	4	8	2	0	36	12	62	2	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	0	0	0	0	1	0	1	0	0
0	0	1	1	2	4	0	0	0	0	0	1	1	2	4	83	1	1	0	0	0	0	2	4	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	88	40	16	10	152	0	35	5	0	0	12	1	76	12	141	4,196	32	21	2	0	51	35	141	40	20
0	25	11	6	6	48	0	16	0	0	0	1	0	19	7	43	1,256	17	4	0	0	9	13	43	36	5
0	8	9	2	0	19	0	5	0	0	0	1	0	11	0	17	180	0	1	0	0	11	5	17	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	0	0	0	0	1	0	1	0	0
0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	80	1	1	0	0	0	0	2	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	33	21	10	6	70	0	21	0	0	0	2	0	31	9	63	1,529	18	6	0	0	21	18	63	37	7
6	8	4	2	0	14	0	3	2	0	0	3	0	5	1	14	650	4	5	0	0	1	4	14	2	6
2	17	2	2	2	23	0	0	1	0	0	3	0	19	1	24	603	1	1	0	0	17	5	24	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	25	6	4	3	38	0	3	3	0	0	6	0	24	3	39	1,254	5	6	0	0	18	10	39	2	7
0	3	4	1	0	8	0	5	0	0	0	0	0	2	0	7	718	6	0	0	0	1	0	7	0	1
0	5	3	0	0	8	0	0	2	0	0	3	0	2	0	7	270	2	2	2	0	1	0	7	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	8	7	1	0	16	0	5	2	0	0	3	0	4	0	14	988	8	2	2	0	2	0	14	1	2
0	9	2	0	0	11	0	2	0	0	0	0	0	8	0	10	120	0	3	0	0	3	4	10	0	1
1	11	4	1	0	16	0	4	0	0	0	1	0	9	0	14	303	1	4	0	0	7	2	14	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	20	6	1	1	28	0	6	0	0	0	1	1	17	0	25	425	1	7	0	0	10	7	25	0	4

8 施設別在籍状況

【乳児院・養護・自立】(県内)

種別	施設名	29年度末人員			30年度末人員				
		中央	県中	会津	中央	県中	会津		
児童養護施設	乳児院	4	5	1	2	4	0		
	福島愛育園	23	31	5	12	24	6		
	青葉学園	18	17	2	9	19	2		
	堀川愛生園	0	19	2	3	3	1		
	会津児童園	1	7	22	1	2	7		
	白河学園	5	21	2	12	7	18		
	いわき育英舎	0	4	0	28	1	4		
	アイリス学園	9	7	3	12	15	2		
	森の風学園	0	14	0	5	1	14		
	福島学園	5	8	1	3	7	5		
<b>計①</b>		<b>65</b>	<b>133</b>	<b>38</b>	<b>87</b>	<b>83</b>	<b>124</b>	<b>40</b>	<b>80</b>

(県外)

種別	施設名	29年度末人員			30年度末人員				
		中央	県中	会津	中央	県中	会津		
児童自立支援施設	国立武蔵野学院	1	0	0	0	0	0		
	国立きぬ川学院	0	0	0	0	0	0		
	<b>計②</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
<b>計①+②</b>		<b>66</b>	<b>133</b>	<b>38</b>	<b>87</b>	<b>83</b>	<b>124</b>	<b>40</b>	<b>80</b>

【障害児施設】(県内)

種別	施設名	29年度末人員			30年度末人員				
		中央	県中	会津	中央	県中	会津		
福祉型障害児入所施設 知的障害児	大生学園	13	1	1	1	14	1		
	ばんび荘わかば	14	2	0	0	13	1		
	桜が丘学園	0	0	10	3	0	1		
	東洋学園(児童部)	1	2	5	1	0	4		
	アルパ	0	11	1	1	0	13		
	白河めぐみ学園	0	7	0	2	0	7		
	白河こひつじ学園	0	0	0	10	0	0		
	原町学園	0	0	0	7	0	0		
	郡山光風学園	0	10	0	0	1	9		
	福島福祉療養園	1	2	0	1	0	4		
医療型障害児入所施設 肢体不自由児	総合療育センター	2	8	2	2	4	7		
	福島福祉療養園	0	2	1	1	1	2		
	総合療育センター	0	4	4	1	1	4		
	福島福祉療養園	0	7	1	3	0	5		
	福島福祉療養園	3	6	0	6	5	5		
	福島福祉療養園	0	3	0	0	1	3		
	福島福祉療養園	1	0	0	0	0	0		
	福島福祉療養園	1	0	0	0	0	0		
	福島福祉療養園	0	1	0	0	0	1		
	福島福祉療養園	1	0	0	0	1	0		
重症心身障害児	総合療育センター	3	2	3	2	3	0		
	福島福祉療養園	6	13	5	0	6	12		
	福島福祉療養園	0	0	0	5	0	0		
	福島福祉療養園	0	0	0	0	0	0		
	福島福祉療養園	0	0	0	0	0	1		
	福島福祉療養園	3	2	4	0	2	3		
	福島福祉療養園	6	9	2	3	7	8		
	福島福祉療養園	0	0	0	0	0	0		
	福島福祉療養園	0	0	0	0	0	0		
	福島福祉療養園	0	0	0	0	0	0		
<b>計③</b>		<b>26</b>	<b>44</b>	<b>25</b>	<b>31</b>	<b>43</b>	<b>20</b>	<b>20</b>	
		<b>28</b>	<b>48</b>	<b>14</b>	<b>19</b>	<b>28</b>	<b>47</b>	<b>14</b>	<b>22</b>

(県外)

種別	施設名	29年度末人員			30年度末人員		
		中央	県中	会津	中央	県中	会津
医療型障害児入所施設 肢体不自由児	宮城福祉学園	0	0	0	0	0	0
	国立病院機構宮城病院	0	0	0	1	2	0
	国立病院機構米沢病院	0	0	0	0	0	0
	国立病院機構小樽高原病院	0	0	1	0	0	0
	国立病院機構八戸病院	0	0	0	0	0	0
	<b>計④</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
医療型障害児入所施設 重症心身障害児	国立病院機構	0	1	0	0	0	0
	国立病院機構	0	1	0	0	0	0
	国立病院機構	0	0	0	0	0	0
	国立病院機構	0	0	0	0	0	0
	国立病院機構	0	0	0	0	0	0
	<b>計④</b>		<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
計③+④ 【障害児施設】	措置	27	45	25	32	31	44
	契約	28	49	15	20	30	47
	計	55	94	40	52	61	91
計①+②+③+④ 【全体】	措置	93	178	63	119	114	168
	契約	28	49	15	20	30	47
	計	121	227	78	139	144	215



(続き)

(3) 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計	
総数	815	174	499	7	54	1,549	会津	139	50	107	1	5	302	
	91	46	135	2	13	287		身体的虐待	13	23	25	0	1	62
	10	12	1	0	3	26		性的虐待	3	3	1	0	1	8
	657	113	211	4	37	1022		心理的虐待	122	24	44	1	3	194
中央	57	3	152	1	1	214	浜	237	53	109	2	29	430	
	209	28	127	2	4	370		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	1	0	37	0	0	38
	31	4	36	1	1	73		身体的虐待	14	13	32	1	3	63
	1	4	0	0	1	6		性的虐待	1	0	0	0	1	2
県中	156	20	58	0	2	236	(ネグレクト)	209	39	45	1	25	319	
	21	0	33	1	0	55		心理的虐待	39	39	45	1	25	319
	230	43	156	2	16	447		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	13	1	32	0	0	46
	33	6	42	0	8	89		身体的虐待	14	13	32	1	3	63
管轄 児相別	5	5	0	0	0	10	(ネグレクト)	13	1	32	0	0	46	
	170	30	64	2	7	273		性的虐待	1	0	0	0	1	2
	22	2	50	0	1	75		心理的虐待	209	39	45	1	25	319
	22	2	50	0	1	75		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	13	1	32	0	0	46

※1 親権・後見人関係(虐待以外も含む)

	請求件数		法第28条 第1項第1 号・ 2号措置		親権停止 宣告の請 求		親権喪失 宣告の請 求		後見人選 任の請求		後見人解 任の請求	
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
総数	9	0	2	0	9	0	0	0	2	0	0	0
中央	2	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0
県中	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会津	1	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 被虐待者の年齢・相談種別

年齢別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃 等によるもの (再掲)	保護の怠 慢・拒否 (ネグレクト)	児童 (再掲)	置き去り (再掲)	登校・登園の禁 止 (再掲)	保護者以外のものによる虐待		計
									身体的虐待 (再掲)	性的虐待 (再掲)	
総計	287	26	1022	827	214	1	33	2	4	8	1549
(中央)	73	6	236	193	55	0	14	2	1	1	370
(県中)	89	10	273	161	75	1	3	0	2	0	447
(会津)	62	8	194	164	38	0	0	0	0	0	302
(浜)	63	2	319	309	46	0	16	0	1	0	430
0歳	11	0	88	76	10	1	1	0	0	0	109
1歳	7	0	86	72	20	0	5	0	0	0	113
2歳	13	0	74	65	14	0	2	0	1	0	101
3歳	21	0	88	76	13	0	5	0	0	0	122
4歳	21	0	53	46	13	0	4	0	0	0	87
5歳	29	0	72	58	19	0	2	0	1	0	120
6歳	16	1	66	57	15	0	3	0	0	0	98
7歳	17	0	61	41	10	0	3	0	0	0	88
8歳	18	2	51	40	13	0	3	1	0	0	84
9歳	23	0	60	50	14	0	1	0	1	0	97
10歳	16	0	60	54	9	0	1	0	0	0	85
11歳	9	1	43	38	12	0	2	1	0	0	65
12歳	22	3	44	31	11	0	0	0	0	0	80
13歳	22	3	48	36	19	0	1	0	0	0	92
14歳	13	6	48	27	10	0	0	0	0	0	77
15歳	10	5	28	20	3	0	0	0	0	0	46
16歳	11	2	29	23	6	0	0	0	1	0	48
17歳	8	3	23	17	3	0	0	0	0	1	37
18歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(続き)

(5) 虐待防止法関係

	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保護者指導勧告	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報 の制限	接近禁止 命令
総数	1,548	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
中央	370	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
県中	446	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会津	302	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2 家庭裁判所勧告関係  
(虐待以外も含む)

	家裁勧告
総数	0
中央	0
県中	0
会津	0
浜	0

## 第 3 特別事業

## 1 児童虐待ケース対応強化事業

弁護士、医師（法医学、精神医学）、心理学者等による児童虐待対応専門員を配置し、専門的な見地からの助言を得る。

また、管内の児童養護施設で専門員を助言者とした事例検討会を開催し、施設におけるケース対応を支援する。

児相名	実施日	場 所	講師・助言者
中央	平成 30 年 8 月 24 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 30 年 9 月 12 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 30 年 9 月 21 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 30 年 9 月 26 日	福島県立医科大学	医 師 黒田 直人
	平成 30 年 10 月 30 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 30 年 11 月 2 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 30 年 12 月 14 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 31 年 1 月 15 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 31 年 2 月 1 日	渡辺法律事務所	弁護士 久納 京祐
	平成 31 年 3 月 1 日	福島県立医科大学	医 師 黒田 直人
県中	平成 30 年 7 月 6 日	うねめ法律事務所	弁護士 濱津 真紀子
	平成 30 年 9 月 11 日	うねめ法律事務所	弁護士 濱津 真紀子
	平成 31 年 1 月 22 日	うねめ法律事務所	弁護士 濱津 真紀子
会津	平成 30 年 6 月 6 日	会津鶴城法律事務所	弁護士 田代 圭
	平成 30 年 9 月 7 日	会津児童相談所	医 師 黒田 直人
	平成 30 年 12 月 27 日	会津鶴城法律事務所	弁護士 田代 圭
	平成 31 年 2 月 14 日	会津鶴城法律事務所	弁護士 田代 圭
	平成 31 年 3 月 14 日	会津鶴城法律事務所	弁護士 田代 圭

## 2 学校等との連携強化事業

管内学校等職員を対象とした研修会を開催する。また、教育事務所、保育協議会で開催される会議において虐待防止や実際の対応に関する研修を行う。

児相名	実施日	場所	内容
中央	平成 30 年 7 月 5 日	福島市吉井田学習センター	福島県保育協議会県北支部施設長部会研修会
	平成 30 年 8 月 17 日	福島市市民会館	教職員との虐待研修
	平成 30 年 12 月 7 日	福島市市民会館	「学校における児童虐待への対応について」 福島地区小学校長会
	平成 31 年 1 月 25 日	中町ビル	「虐待の早期発見と司法面接」 県教育委員会主催 スクールソーシャルワーカー派遣事業 推進連絡会議
県中	平成 30 年 7 月 4 日	郡山市中央公民館	教職員との虐待研修（県中）
	平成 30 年 7 月 11 日	県南地方振興局	教職員との虐待研修（県南）
	平成 30 年 8 月 24 日	棚倉町	棚倉小学校職員研修
	平成 30 年 10 月 9 日	鏡石町	鏡石町教育委員会虐待研修
会津	平成 30 年 7 月 30 日	ピカリンホール	「児童虐待の現状と対応について」
	平成 30 年 8 月 2 日	南会津保健福祉事務所	「児童虐待の現状と対応について」
浜	平成 30 年 7 月 24 日	いわき合同庁舎	「児童虐待対応について」 対象：いわき地区の学校関係者
	平成 30 年 7 月 27 日	南相馬市 「原町区福祉会館」	「児童虐待対応について」 対象：相双地区の学校関係者
	平成 30 年 11 月 6 日	南相馬市 「原町保健センター」	「虐待予防について」 保育協議会相双支部

## 3 子どもの心のケア事業（相談支援体制強化事業）

児童相談所における医師、児童福祉司、心理判定員等の専門職員の体制を強化し、市町村や学校等の取り組みを通して、専門的な支援を求められたケースなどに対する支援を行う。

児相名	実施日	場所	内容
浜	平成 30 年 6 月～ 平成 31 年 2 月	いわき・相双管内の保育所及び幼稚園（28 箇所）	児童精神科医の同行訪問により、児童の面接と保育従事者への助言等を実施
	平成 31 年 2 月 14 日	いわき育英舎	児童精神科医を助言者とした児童養護施設被措置児童処遇検討会の開催
	平成 31 年 2 月 28 日	浜児童相談所	子どもの心のケア事業のまとめとして保育従事者等支援講習会を開催

## 第 4 兒童福祉施設等一覽表

# 1 児童福祉施設一覧表

施設種類	設置主体	施設名	定員	郵便番号	施設所在地	電話番号
乳児院	県	若松乳児院	40	965-0807	会津若松市城東町 1-100	0242(27)0033
児童養護施設	法	福島愛育園	77	960-8156	福島市田沢字躑躅森 16	024(549)0596
	法	青葉学園	50	960-2152	福島市土船字新林 24	024(593)1022
	法	堀川愛生園	40	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内 94	0247(33)2739
	法	会津児童園	45	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端 5	0242(92)3250
	法	白河学園	46	961-0984	白河市和尚壇山 2-9	0248(23)3059
	法	いわき育英舎	40	979-3124	いわき市小川町上小川字大坂 5	0246(83)1571
	法	アイリス学園	50	960-2262	福島市在庭坂字志津山 6-3	024(591)2105
	法	森の風学園	30	963-6301	石川郡玉川村四辻新田字諏訪平 125-4	0247(57)3788
児童自立支援施設	県	福島学園	50	962-0001	須賀川市森宿字中新田 128	0248(73)2514
	国	武蔵野学院	150	336-0963	埼玉県さいたま市緑区大字大門 1030	048(878)1260
	国	きぬ川学院	100	329-1334	栃木県さくら市押上 288	028(682)2448
自立援助ホーム	法	NEXT 福島	6	960-8026	いわき市平字紺屋町 54 扇マンション 6 階	0246(85)5346
	法	あい	6	963-8811	郡山市方八町 2-6-16	024(953)3871
福祉型障害児入所施設 (知的障害児)	県	大笹生学園	45	960-0251	福島市大笹生字組板山 182-1	024(557)6014
	法	桜が丘学園	30	963-7855	石川郡石川町字猫啼 359-1	0247(26)2003
	法	東洋学園児童部	80	973-8407	いわき市内郷宮町峰根 65-189	0246(38)7831
	県	福島県ばんだい荘 わかば	40	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1	0242(65)2711
	法	入所支援事業所アルバ	30	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦 52	024(945)0369
	法	原町学園	30	979-2521	相馬市赤木字松ヶ沢 160-4 相馬エトピア 内	0244(36)4660
	法	白河めぐみ学園	30	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 158-1	0248(25)2046
	法	白河こひつじ学園	30	960-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 156-1	0248(25)2055
(ろうあ児)	県	郡山光風学園	20	963-0201	郡山市大槻町字西ノ宮西 6-2	024(951)1503
医療型障害児入所施設 (肢体不自由児)	法	福島整肢療護園	※ 40	970-8001	いわき市平上平窪字古館 1-2	0246(25)8131
	県	総合療育センター	80	963-8041	郡山市富田町上ノ台 4-1	024(951)0250
(重症心身障害児)	法	福島整肢療護園	※ 40	970-8001	いわき市平上平窪字古館 1-2	0246(25)8131
	法	国立病院機構 福島病院	120	962-8507	須賀川市芦田塚 13	0248(75)2131
	法	国立病院機構 いわき病院	80	970-0224	いわき市平豊間字兔渡路 291	0246(55)8261

※医療型障害児入所施設欄の福島整肢療護園は、肢体不自由児と重症心身障害児を合算した定員である。

## 2 福祉事務所一覧表

福祉事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
県北保健福祉事務所	960-8012	福島市御山町 8-30	024 (534) 4118
県中保健福祉事務所	962-0834	須賀川市旭町 153-1	0248 (75) 7809
県南保健福祉事務所	961-0074	白河市字郭内 127	0248 (22) 5647
会津保健福祉事務所	965-0873	会津若松市追手町 7-40	0242 (29) 5278
南会津保健福祉事務所	967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241 (63) 0305
相双保健福祉事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30	0244 (26) 1134
いわき地方振興局	970-8026	いわき市平字梅本 15 (いわき地方振興局県民部県民生活課福祉課)	0246 (24) 6204
福島市福祉事務所	960-8601	福島市五老内町 3-1	024 (535) 1111
伊達市福祉事務所	960-0692	伊達市保原町字舟橋 180	024 (575) 1111
二本松市福祉事務所	964-8601	二本松市金色 403-1	0243 (23) 1111
本宮市福祉事務所	969-1192	本宮市本宮字万世 212	0243 (33) 1111
郡山市福祉事務所	963-8601	郡山市朝日 1 丁目 23-7	024 (924) 2491
須賀川市福祉事務所	962-8601	須賀川市八幡町 135	0248 (88) 8111
田村市福祉事務所	963-4393	田村市船引町船引字馬場川原 20	0247 (81) 2111
白河市福祉事務所	961-8602	白河市八幡小路 7-1	0248 (22) 1111
会津若松市福祉事務所	965-8601	会津若松市東栄町 3-46	0242 (39) 1111
喜多方市福祉事務所	966-8601	喜多方市字御清水東 7244-2	0241 (24) 5229
相馬市福祉事務所	976-8601	相馬市中村字大手先 13	0244 (37) 2204
南相馬市福祉事務所	975-8686	南相馬市原町区本町 2 丁目 27	0244 (24) 2111
平地区保健福祉センター	970-8686	いわき市平字梅本 21	0246 (22) 1163
小名浜地区保健福祉センター	971-8162	いわき市小名浜花畑町 34-2	0246 (54) 2111
勿来・田人地区保健福祉センター	974-8232	いわき市錦町大島 1	0246 (63) 2111
常磐・遠野地区保健福祉センター	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷 76	0246 (43) 2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田 191	0246 (27) 8690
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	979-0201	いわき市四倉町字西 4 丁目 11-3	0246 (32) 2114
小川・川前地区保健福祉センター	979-3122	いわき市小川町高萩字下川原 15	0246 (83) 1329

(平成 31 年 4 月 1 日現在)